84011

2026 年 10 月

お客様 各位

株式会社七星科学研究所

営業部

RoHS 指令 アルミ合金中の鉛の適用除外に関して

拝啓　貴社ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、欧州委員会の RoHS 指令においてはアルミ合金鉛含有規制の適用除外項目が 2027 年 6 月に期限切れを迎えます。

これに伴い弊社製品群においてアルミニウム合金(ADC12)を外殻部品に用いた製品は、適用除外の項目である

『6(b)-Ⅰ ： 含有量 0.4wt%までの鉛を含むアルミニウム中の合金成分としての鉛』、あるいは

『6(b)-Ⅲ ： アルミニウム鋳造合金中の合金成分として含有量 0.3wt%までの鉛』

に該当するものとして、RoHS 対応を謳っておりましたが、対象製品の管理を下記の対応とする事で RoHS 対応の継続を図ります。

何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

敬具

－記－

[対象製品:アルミニウム合金(ADC12)を外殻部品に用いた製品]

・NCS-25 シリーズ Ｌ字プラグ

・NJC-28 シリーズ、NJC-32 シリーズ、NET-28 シリーズ、NET-32 シリーズ、NHVC-32 シリーズ 全形状

・NJW-28 シリーズ、ENJW シリーズ、NJW-32 シリーズ、BWC-32 シリーズ、NT シリーズ 全形状

[対応]

・2027 年 1 月迄に順次、アルミニウム合金(ADC12)中の鉛を 0.1wt%以下に管理する RoHS 対応をします。

・使用材料の変更はありません。

・上記対応開始の識別として、レッテル及びポリ袋梱包表示の ◇RoHS を ◆RoHS へと変更します。(図 1 参照)

・生産済みの製品で対応が確認出来たものについては、レッテル及びポリ袋梱包に ◆RoHS 表示のシールを貼付け出荷します。(図 2 参照)

※表示の印字品 と シール貼付対応品は混在する可能性があります

[補足]

・アルミニウム合金 ADC12 は、JIS 規格にて鉛の含有量は 0.2wt%以下と規定されていますが、材料証明等により 0.1wt%以下の管理を可能としました。(適用除外項目 6(b)の該当を無くしました)

・製品図及び仕様上の変更はありません。

・報告対象含有物質についての変更があります

(アルミ合金(ADC12)中の鉛含有量が 0.2wt%以下→0.1wt%以下に変更)

［識別表示］

・レッテル及びポリ袋梱包表示の ◇RoHS を ◆RoHS へと変更。

レッテル



ポリ袋



（図1）

＜シール対応の場合＞

・レッテル及びポリ袋梱包に ◆RoHS 表示のシールを貼付け。

※現品によって貼る位置が異なる場合があります。

シール

レッテル



ポリ袋



（図2）

以上